サービスのご案内

その他のサービス

料金表

追加契約及び士業による委託契約			
支払名目	金額	支払時期	料金使途
1,生活費管理サポート	¥11,000	毎月	主に生活費の管理支援、帳簿の作成、報告
2,財産管理委任契約金	¥55,000	契約時	事務手数料、財産調査
3,財産管理委任報酬	￥33,000～	毎月	管理財産の額や受任内容により増額します
3,任意後見人契約金	¥110,000	契約時	任意後見契約に関わる事務手数料、契約補助
4,任意後見人報酬	￥33,000～	毎月	管理財産の額や受任内容により増額します
5,遺言書作成及び執行	実費		士業への委任、個別契約
6,公正証書手続き及び公証人費用	実費		

財産管理委任契約と任意後見人契約

どちらも財産管理と身上看護を代理人、もしくは後見人に任せることができるようになりますが以下の点に大きな違いがあります。

財産管理委任契約
ご自身の判断能力がしっかりとしている。
意思確認がはっきりと取れている状態なら契約可能。

任意後見人契約
認知症などで判断能力が低下してきている。
契約しただけでは効力は発動せず、家庭裁判所に申し立てをし、任意後見監督人が選任されてから効力が発生。
その場合、財産管理委任契約は終了となります。